

教育振興基本計画について

「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」
中央教育審議会答申（平成15年3月20日）より

第5回教育振興基本計画
特別部会配付資料
（平成19年5月10日）

I. 教育振興基本計画の基本的考え方

○計画期間と対象範囲

計画期間：10年先を見通しつつ5年間。

計画の対象：原則として教育に関する事項とし、教育と密接に関連する学術、スポーツ、文化芸術教育等の推進に必要な事項も含む。

II. 教育振興基本計画の構成

1. 基本的な方針

○これからの教育の目標（例）

- ・自己実現を目指す自立した人間の育成
- ・豊かな心と健やかな体を供えた人間の育成
- ・「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
- ・新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
- ・日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

○改革の基本的方向（例）

- ・信頼される学校教育の確立
- ・「知」の世紀をリードする大学改革の推進
- ・家庭の教育力の向上、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進
- ・生涯学習社会の実現

2. 総合的かつ計画的に取り組むべき施策

○重点的に取り組むべき施策（例）

- ・「確かな学力」の育成
（例）全国的な学力テストを実施し、その評価について学習指導要領の改善を図る。
- ・良好な教育環境の確保
（例）学校施設の耐震化の推進など良好な教育環境の確保を進めるとともに、学校の安全管理の徹底を図る。
- ・教育の機会均等の確保
（例）少人数指導や習熟度別指導など個に応じたきめ細やかな指導を推進して、分かる授業を行い、学ぶ意欲を高めるとともに、楽しい学校生活を実現する。
- ・私学における教育研究の振興
（例）私立学校における独自の建学の精神に基づく特色ある教育と多様な教育研究の振興を図る。
- ・良好な就学前教育環境の整備
（例）小学校就学前のすべての子どもが適切な幼児教育を受けることができるよう幼児教育体制の充実を図る。

○分野別施策（例）

- ・生涯学習社会の実現
（例）地域の教育施設を活用した学習機会の提供等、社会・経済の変化や個人の学習ニーズに柔軟に対応し、生涯を通じ必要な時に必要な学習ができる環境づくりを推進する。

3. 計画の策定、推進に際しての必要事項

- 教育投資の質の向上を図り、投資効果を高め、その充実を図ることが必要。
- 国・地方公共団体が責任を負うべき施策を明確にした上で、相互の連携・協力が必要。また、行政と民間との適切な役割分担、連携・協力にも配慮が必要。
- 評価を定期的に実施し、その結果を計画の見直しや次期計画に適切に反映することが必要。また、評価結果の積極的な公開が必要。